

公益社団法人
日本青年会議所

トレーニングガイドライン

JCI Japan Training
Guideline

Ver17

1. 定義
2. JCI Japan Training の目的
3. トレーナーについて
 - 3.1. トレーナー登録
 - 3.1.1. シニアの登録
 - 3.1.2 継続
 - 3.2 責務
 - 3.3 情報提供
 - 3.4 罰則
4. JCI Japan Training Library
 - 4.1 ライブラリ登録
 - 4.2 管理
 - 4.3 プログラム実施
 - 4.4 主催
 - 4.4.1 受講者
 - 4.5 開催
 - 4.6 開催負担金
 - 4.6.1 免除
5. 資格申請
6. 日本 JC 公認トレーナー制度
7. アシスタントトレーナー(AT)
- 8.ヘッドトレーナー(HT)承認制度
 - 8.1.1HT の指針
 - 8.1.2 担当モジュール

8.1.3 HT の役割

8.1.4 監督者としての役割

8.2.1 通常 HT

8.2.2.日本 JC 理事会構成メンバーHT 承認制度

8.2.3. 特別 HT 承認制度

9.トレーナー養成勉強会(トレーナートレーニング)

9.1 開催

9.1.1 最低人数

9.1.2 告知

9.1.3 HT の選定

9.1.4 コースマネージャー(CM)

9.1.5 費用

9.1.6 JCI コースのトレトレの場合

9.1.7 中止

9.2 AT 資格認定

10. 旅費交通費などの受給規程

11. 派遣トレーナー規則

11.1 変更の場合

12. トレーナーリスト

13. 禁止事項

14. トレーナーの定年

15.地域限定トレーナー(LT)の取り扱いについて

16. プログラム実施方針について JCI との連絡調整

1. 定義

JCI Japan Training Guideline(以下「本ガイドライン」とする)は JCI Training Policy Manual に準じ、公益社団法人日本青年会議所(以下「日本 JC」とする)及び各地会員会議所(以下「LOM」とする)ならびに日本 JC 登録の日本 JC 公認トレーナー(JCI Japan Trainer、以下「トレーナー」とする)が遵守すべき項目を定めるものとする。

2. JCI Japan Training の目的

JCI Japan Training は JCI Vision 及び JCI Mission を推進、達成するために、すべての現役会員やトレーナーのリーダーシップトレーニングの機会を創造し提供すること、及び日本 JC ならびに LOM の JC 運動を円滑に進められるようにすることを目的とする。プロのトレーナー養成機関ではない。

3. トレーナーについて

トレーナーは何よりもまず JCI 会員であり、JCI Mission を意識した活動をしなければならない。トレーナーは会員のために存在し、自身のキャリア構築を目的としてはならない。

理想的なトレーナーは自身が得たスキルを他のメンバーに提供することで、そのメンバーが JCI Mission をより効果的に遂行し、それにより JCI の活動が世界的に拡大していく契機となることである。

3.1. トレーナー登録

トレーナー登録を希望する者は、誓約書及びプロフィールを提出し担当委員会の承認を得なければならない。提出方法は書面または書面を電磁的な記録にしたものを E-mail にて送信のどちらか一方とする。

3.1.1. シニアの登録

JC を卒業した者でも現役メンバーである期間にヘッドトレーナー資格を有していれば、満 42 歳迄ヘッドトレーナー(HT)として登録できる。

3.1.2 継続

既にトレーナー登録をしている者が次年度もトレーナー活動を継続する場合には、次年度 1 月 1 日から 2 月末日までに【3.1】に定めるものを提出しなければならない。

3.2 責務

トレーナーは、本ガイドライン及び JCI Skills Development Policy Manual を遵守し、積極的に研修の実施と後進の育成を行わなければならない。また年 1 回以上のトレーナー活動をしなければならない。

3.3 情報提供

トレーナーから提供される情報はすべて正確であり真実を反映しており、JCI、日本 JC、LOM 等によって実証されたものとして信用するものである。何らかの目的で虚偽の情報が提供された場合には深刻な違反であるとみなされる。

3.4 罰則

本ガイドラインが遵守されない場合、または以下のような違反行為があった場合トレーナー登録を停止、抹消する場合がある。

- a. JCI コース、日本 JC 公認プログラムの要素を引用した独自のコースを開催した場合。
- b. JCI コース、日本 JC 公認プログラムの内容を独自に変更し、受講者に趣旨目的が誤って伝わるようなプログラムを開催した場合。
- c. トレーナーが金銭を要求した事実が判明した場合。
- d. その他、担当委員会が不適切だと認める行為が判明した場合。

4. JCI Japan Training Library

JCI Japan Training Library (以下「ライブラリ」とする)とは、JCI Course (以下「JCI コース」とする)ならびに日本 JC が認定した日本 JC 公認プログラムを総称する。(ライブラリの個々のコース及びプログラムは以下「プログラム」とする)

4.1 ライブラリ登録

ライブラリ登録をするには、以下のすべてを満たさなければならない。

- a. プログラムが JCI または日本 JC 理事会の審議可決を受けていること。
- b. HT 有資格者のトレーナーの監修を受けていること。
- c. スライド・トレーナーズマニュアル・受講生用テキスト・タイムスケジュール・アウトライン等が適切に作成されていること。

- d. プログラムを実施・管理するトレーナーリストが担当委員会に提出されていること。なお、フリープログラムについてのトレーナーリストは存在しない。

4.2 管理

プログラム管理は以下の通りとする。

- a. JCI コースは JCI Skills Development Policy Manual に準じ、また日本 JC 事務局及び担当委員会により管理される。
- b. 日本 JC 公認プログラムは日本 JC 事務局及び担当委員会により管理される。
- c. フリープログラムは日本 JC 事務局及び担当委員会により管理される。

4.3 プログラム実施

プログラムは、以下に定めるプログラム毎の HT のみ実施することができる。ただし、フリープログラムについては、LOM 会員（以下「会員」とする）であれば誰でも実施することができる。

- a. 日本 JC 公認プログラムは担当委員会認定の HT 資格者。
- b. JCI コースは JCI Skills Development Policy Manual の要件及び本ガイドラインに定めた担当委員会認定の HT 資格者。
- c. JCI コース及び日本 JC 公認プログラムについて、日本 JC 会頭より指名され、HT 認定を受けた者または、担当委員会による HT 認定会議により認定された者。

4.4 主催

プログラムは原則として日本 JC 及び LOM ならびに会員のみが主催することができる。ただし、次の場合には、担当委員会にて検討の上、開催を判断する。

- a. JCI、海外 NOM からの依頼があった場合
- b. 日本 JC 賛助会員からの依頼があった場合

4.4.1 受講者

担当委員会が別途定めるプログラムは、受講生に会員以外の者が含まれてはならない。

4.5 開催

プログラムを開催する場合は、主催者は「セミナー開催書」（申込）の提出をしなければならない。また、開催後、主催者は「セミナー開催書」（報告）を提出しなければならない。ただし、フリープログラ

ムについては主催者の「セミナー開催書」(報告)の提出のみで、HT の「セミナー開催書」(報告)の提出は必要としない。

4.6 開催負担金

主催者は原則として、プログラムを実施する場合、開催負担金として 1 プログラムの開催につき 10,000 円を日本 JC 事務局に支払わなければならない。

4.6.1 免除

実施プログラムの HT が主催者の LOM 所属の場合、主催が地区、ブロック協議会を含む日本 JC の場合、トレーナー養成勉強会(トレトレ)の場合は開催負担金を免除する。その他、担当委員会が認めた場合も同様とする。

5. 資格申請

メンバーは、担当委員会へトレーナー申請書を提出しトレーナー登録をすることで、トレーニー(以下 TN)になることができる。なお、TN は HT を目指す意思のあるメンバーとして担当委員会にて管理する。

その後、JCI Achieve、あるいは JCI discover を受講したうえで当該プログラム受講 3 回以上あるいはトレーナー養成勉強会(以下、トレトレ)を受講した者は、担当委員会へ申請書を提出し、アシスタントトレーナー(以下、AT)登録をすることができる。AT は、プログラム実施の際 HT の補佐として HT 指示のもとプログラムのモジュールを担当するとともにトレーニングを積むことができる。

担当委員会は、申請書を受理した後、不備がないか精査した上で TN、AT 承認をする。

なお、JCI 公式コースの受講を終了した者は、JCI ホームページ上でナレッジテストを受講し合格すれば、各自トレーナー資格取得者として JCI ホームページ上に登録可能だが、HT 承認を経たのちに JCI ホームページの登録作業を行うこととする。

6. 日本 JC 公認トレーナー制度

JCI Mission を果たすため、すべての LOM や日本 JC の役員は常に高いレベルでの職務と責任を担う必要がある。この制度は青年のために機会を提供し、役員をはじめとした会員をトレーニングするため、JCI により構築されたものを日本 JC として採用し改善を加えたものである。

7. アシスタントトレーナー(AT)

ATになるためには、以下のいずれかの基準を満たさなければならない。なお、JCI 公式コースの AT となる場合は JCI Skills Development Policy Manual の要件をすべて満たす必要がある。

- a. 申請プログラムとトレーナー養成勉強会を修了し、1 名の HT より内容の理解度とスキルの確認と推薦を受け、「トレトレ報告書」「JCI Achieve、あるいは JCI-Discover と申請プログラムを修了したことがわかる資料」が担当委員会に提出され、担当委員会より AT 認定がされた場合に AT となることができる。
- b. 申請プログラムについて 3 回修了し、1 名の HT より内容の理解度とスキルの確認を受け、その HT の推薦を受けていること。
- c. 担当委員会が認めた者。

8.ヘッドトレーナー(HT)承認制度

プログラムを開催するためには、その質の担保のため HT 資格が必要である。また、HT もリーダーシップの開発と成長の機会が与えられたメンバーであり HT 自身、受講者ともに HT はプロのトレーナーではないことに留意する必要がある。なお、HT 承認については、通常 HT、日本 JC 理事会構成メンバー HT、特別 HT にて行う。

8.1.1 HT の指針

HT の主な役割は、コース管理・支援・品質が最高のレベルに保つことであり、特に重要なことはコースの目標と成果をしっかりと理解し、コース終了時にはそれらが達成されていることである。

8.1.2 担当モジュール

HT は初 AT がいる場合に主要モジュールを行うのはもちろんであるが、他のモジュールは AT に担当させなければならない。2 回目の AT は HT の判断により主要モジュールを担当することができる。JCI コースのトレーナーガイドには初回と 2 回目以降の AT に割り当てることができるモジュールを指定している。

8.1.3 HT の役割

HT は、トレーナーガイドに則り、内容が的確に伝えられているか、AT のパフォーマンスを監督しなければならない。もし AT にモジュールの目的から逸脱するような内容の不備やトピックの欠如が見られた場合には、HT は AT が正常な進行に回帰できるようにプログラム途中で休憩をとることや、HT

が追加解説をするなど効果的なサポートをする必要がある。

8.1.4 監督者としての役割

HT は当然ながらコース管理の最終的な責任者であり、その内容は次に掲げる通りである。

- a. コースはマニュアルに則って進行しているか。
- b. コースの目的と成果を達成しているか。
- c. 最高水準が保たれ、受講生は尊重され、満足しているか。
- d. 教材、告知、配信のすべては JCI トレーニングのルールに則っているか。
- e. 主催者、設営者、トレーナーはそれぞれお互いの職務に敬意をもっているか。
- f. 受講生は受講による気づきや感謝を感じているか。
- g. 主催者や受講生に対し報告やアンケートの回答など依頼事項が行われているか。

8.2.1 通常 HT

HT になるためには、HT 資格取得希望 AT が以下基準を満たしているかプログラム全モジュールの実施を担当委員会が確認したうえで理事会に推薦し承認を得る必要がある。なお、推薦の際には担当 HT の所見を勘案したうえで行う。なお、JCI 公式コースの HT となる場合は JCI Skills Development Policy Manual の要件をすべて満たす必要がある。

- a. JCI Achieve あるいは JCI Discover を修了していること。
- b. 当該プログラムの AT 資格を有していること。
- c. 全パートを十分に理解し、満足に実施できること。
- d. AT 参加プログラムにて主催者アンケートでの評価に問題が無いこと。
- e. JCI Mission に基づき、HT としての質の向上を高め続ける覚悟があること。
- f. JCI Mission に基づき、後進の HT 志望のメンバーに対しスキルの伝達を行い、成長の機会を提供し続ける覚悟があること。
- g. JCI 公式コースの HT となる場合は、ナレッジテストスコア 70%以上であること。

(JCI Skills Development Policy Manual 要件)

8.2.2.日本 JC 理事会構成メンバー HT 承認制度

JCI の理念と運動、運営方針を日本の LOM に対し展開する役割をもつのが日本 JC であり、日本 JC の理事会構成メンバーはその役割を果たせると人財であると評価され各地から出向していることから、トレーナーとしての素質があると判断し、AT を省略し HT として登録できる。登録は、担当委員会が以下要件を満たすことを確認したうえで理事会に推薦し承認を得る必要がある。なお、本制度によって HT となったメンバーについては、以後当該プログラムの AT 参加、トレーナー養成勉強会(トレトレ)に参加しトレーニングを積むことを妨げない。

- a. 資格取得プログラムが JCI 公式コースの理念、運動、運営を学ぶプログラム(2025 年現在 JCI Achieve、JCI Impact、JCI Admin、JCI Discover、JCI Adventure、JCI Explorer)であること。
- b. 本人の意向の確認が取れていること。
- c. ナレッジテストスコア 70%以上であること。
- d. JCI Mission に基づき、HT としての質の向上を高め続ける覚悟があること。
- e. JCI Mission に基づき、後進の HT 志望のメンバーに対しスキルの伝達を行い、成長の機会を提供し続ける覚悟があること。

8.2.3. 特別 HT 承認制度

新プログラムが開発された場合や不測の事態が発生した際は、【7】【8.2.1】【8.2.2】にあげた要件にかかわらず担当委員会が HT 候補者を理事会に推薦し承認を得ることで HT とすることができる。なお、本制度によって HT となったメンバーについては、以後当該プログラムの AT 参加、トレーナー養成勉強会(トレトレ)に参加しトレーニングを積むことを妨げない。

- a. 新プログラムが開発され日本国内に新規 HT が必要となった場合。
- b. 既存 HT に事故があり指導が困難になった場合。
- c. その他、委員会が必要と認める場合。

9.トレーナー養成勉強会(トレーナートレーニング)

トレーナー養成勉強会(以下「トレトレ」とする)はプログラムについての理解を深め、セミナーを実施するための必要な知識やスキルを習得するために実施されるものである。

9.1 開催

トレトレは担当委員会及びトレーナーが「トレーナー養成勉強会開催書」(申込)を日本 JC 事務局に

提出することにより開催できる。

また、終了後 1 週間以内に主催者及び HT は「トレーナー養成勉強会開催書」(報告)に所定の事項を記載のうえ、日本 JC 事務局に提出しなければならない。

9.1.1 最低人数

トレトレを開催するためには、3 名以上の参加者がいなければならない。

9.1.2 告知

トレトレの開催にあたり主催者及び担当委員会は広く参加者を募らなければならない。

9.1.3 HT の選定

トレトレの HT は該当プログラムを 3 回以上 HT としてのセミナー経験のあるトレーナーであるか、これと同程度の能力を有することを担当委員会が認めた者であること。

9.1.4 コースマネージャー(CM)

トレトレの開催にあたり主催者は HT 監督のもと CM を選任し、設営、備品、参加者等の管理をおこなう。

9.1.5 費用

開催に係る費用は、受益者負担を原則とする。ただし、担当委員会がトレトレを主催する場合は、担当委員会がトレーナーの交通宿泊費、会場費を負担することができる。なお、開催負担金は免除する。

9.1.6 JCI コースのトレトレの場合

JCI コースのトレトレを開催する場合には、原則として JCI Web Site 上でのコース開設は行わない。ただし、HT が必要と認めた場合、公開セミナーについては別途コース開設を行う。

9.1.7 中止

申込期日までに既定の参加者数に満たない場合や、開催に適さない状況などの場合には HT または担当委員会の判断により開催を中止することができる。中止の場合には速やかに申込者に対してその旨を伝えなければならない。

9.2 AT 資格認定

トレトレ参加者は【7-a】を満たすことにより AT の資格を得ることができる。

10. 旅費交通費などの受給規程

HT は旅費交通費の受給対象とする。ただし、AT は原則として旅費交通費の受給対象外とする。HT への旅費交通費の支払い方法に対しては HT と主催者協議のうえ双方合意した方法にて行う。

11. 派遣トレーナー規則

原則としてプログラム開催は現役会員のトレーナーを派遣する。また、開催地に近いところに在住するトレーナーを優先する。選考の優先順位は同一ブロック、同一地区、全国、海外の順とする。ただし、主催者の意向を尊重すること。

11.1 変更の場合

派遣予定の HT や AT が変更になる場合には、速やかに主催者及び日本 JC 事務局または担当委員会に連絡しなければならない。

12. トレーナーリスト

公開するトレーナーリストは AT 以上の資格保有者を掲載する。また、トレーナー登録をした場合にはトレーナーリストに掲載されることに同意したものとみなされる。

13. 禁止事項

次に掲げる各事項を禁止する。禁止行為が認められた場合には【3.4】の対象となる。

- a. ライブラリのプログラムを使用する場合には、個人または法人報酬を受け取ることはできない。
- b. 青年会議所内のセミナーでは、営利目的の言動や行動を禁止する。
- c. 青年会議所における立場を利用して個人または法人として報酬を受け取ることはできない。

14. トレーナーの定年

40 歳を迎え、JC を卒業した者は定年とする。ただし、【3.1.1】の要件を満たし活動しているシニアトレーナーに関しては本要件を適用せず 42 歳定年とする。

15.Purpose 地域限定トレーナー(LT)の取り扱いについて

2025 年度より Purpose 地域限定トレーナー(LT)を廃止し、2024 年度以前に地域限定トレーナー(LT)として承認された者は HT として扱う。ただし、LT から HT となった者が所属ブロック外でプログラムを開催する際、初回は Purpose HT の AT としてプログラムを実施し、ブロック外でのプログラム開催に問題がないことを確認することを要件とする。2 回目以降は通常の HT 派遣と同様に扱う。なお、LT がブロック外でプログラムを開催する初回の交通費受給については【10】に定める AT と同様の取り扱いとする。

16. プログラム実施方針について JCI との連絡調整

担当委員会は、担当委員会及び日本 JC 事務局、JCI 担当窓口委員会と連携し、JCI とのプログラム実施方針について確認を行い、必要があれば JCI と協議を行い、プログラム実施に際しメンバーに対して不都合が生じないように努めなければならない。

以上

更新履歴

Ver1	2010 年 1 月	社団法人日本青年会議所理事会にて報告	全面改訂
Ver2	2010 年 12 月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver2.1	2011 年 10 月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver3	2012 年 1 月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver3.1	2012 年 2 月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver4	2013 年 1 月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver5	2013 年 4 月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver6	2013 年 12 月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver7	2014 年 1 月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver8	2015 年 12 月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver9	2016 年 3 月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver10	2017 年 10 月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver11	2018 年 5 月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver12	2019 年 1 月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver12.1	2019 年 5 月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver12.2	2019 年 10 月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver12.3	2020 年 1 月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver13	2020 年 12 月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver14	2021 年 1 月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver14.1	2021 年 3 月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver15	2022 年 7 月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver16	2023 年 7 月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	

JCI Vision

“To be the foremost global network of young leaders.”

JCI Mission

“To provide leadership development opportunities that empower young people to create positive change.”